

令和5年11月定例会

教育産業委員会資料

(産業振興部)

秋田市市民農園条例新旧対照表（第1条関係）

改正案			現行		
第1条～第11条（略） 別表第1（略） 別表第2（第4条関係）			第1条～第11条（略） 別表第1（略） 別表第2（第4条関係）		
名称	使用料		名称	使用料	
	単位	金額		単位	金額
秋田市雄和奥椿岱地区 第一市民農園	1平方メートル につき	130円	秋田市雄和奥椿岱地区 第一市民農園	1平方メートル につき	105円
		130円			105円
		130円			105円
		130円			115円
秋田市雄和奥椿岱地区 第二市民農園		130円	秋田市雄和奥椿岱地区 第二市民農園		105円
秋田市仁井田地区市民 農園		130円	秋田市仁井田地区市民 農園		115円

秋田市雄和体験学習交流施設条例新旧対照表（第2条関係）

改正案					現行				
第1条～第11条（略） 別表（第4条関係）					第1条～第11条（略） 別表（第4条関係）				
区 分		使用料の額			区 分		使用料の額		
		午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで			午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで
秋田市雄 和体験学 習館	研修室 1	200円	200円	240円	秋田市雄 和体験学 習館	研修室 1	310円	310円	370円
	研修室 2	200円	200円	240円		研修室 2	310円	310円	370円
秋田市雄 和椿台交 流会館	研修室	100円	100円	120円	秋田市雄 和椿台交 流会館	研修室	210円	210円	250円
	休憩ホ ール	100円	100円	120円		休憩ホ ール	210円	210円	250円
	交流ホ ール	100円	100円	120円		交流ホ ール	210円	210円	250円
備考（略）					備考（略）				

秋田市中高年齢労働者福祉センター条例新旧対照表（第3条関係）

改正案					現行								
第1条～第16条（略） 別表（第4条関係） サンライフ秋田の利用料金					第1条～第16条（略） 別表（第4条関係） サンライフ秋田の利用料金								
区分		利用料金の限度額				区分		利用料金の限度額					
		午前	午後	夜間	回数券			午前	午後	夜間	回数券		
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	(11回)			午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	(11回)		
教養施設	第一研修室	専用	1,618円	1,618円	1,776円		教養施設	第一研修室	専用	1,079円	1,079円	1,184円	
	第二研修室	専用	801円	801円	958円			第二研修室	専用	534円	534円	639円	
	講習室	専用	801円	801円	958円			講習室	専用	534円	534円	639円	
	第一クラブ室	専用	958円	958円	1,131円			第一クラブ室	専用	639円	639円	754円	
	第二クラブ室	個人	315円	315円	315円			第二クラブ室	個人	210円	210円	210円	
体育施設	体育館、プールおよびトレーニング室	個人	315円	315円	315円	3,150円	体育施設	体育館、プールおよびトレーニング室	個人	210円	210円	210円	2,100円
	スポーツサウナ	個人	825円	825円	825円	8,250円		スポーツサウナ	個人	550円	550円	550円	5,500円
備考（略）					備考（略）								

秋田市勤労者体育センター条例新旧対照表（第4条関係）

改正案							現行						
第1条～第15条（略） 別表（第3条関係）							第1条～第15条（略） 別表（第3条関係）						
区分		利用料金の限度額					区分		利用料金の限度額				
		午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで			午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで
専	全	2,356	2,356	2,356	2,356	2,356	2,356	1,571	1,571	1,571	1,571	1,571	1,571

用 利 用 面	面	円	円	円	円	円	円
半		1,178	1,178	1,178	1,178	1,178	1,178
面		円	円	円	円	円	円
個人利 用		157円	157円	157円	157円	157円	157円
備考 (略)							

用 利 用 面	面	円	円	円	円	円	円
半		786円	786円	786円	786円	786円	786円
面		円	円	円	円	円	円
個人利 用		105円	105円	105円	105円	105円	105円
備考 (略)							

秋田市勤労者総合福祉センター条例新旧対照表 (第5条関係)

改 正 案				現 行			
第1条～第16条 (略) 別表 (第3条関係) 1 教養文化施設の利用料金				第1条～第16条 (略) 別表 (第3条関係) 1 教養文化施設の利用料金			
区 分	利用料金の限度額			区 分	利用料金の限度額		
	午 前	午 後	夜 間		午 前	午 後	夜 間
	午前9時 から午後 零時30分 まで	午後1時 から午後 4時30分 まで	午後5時 から午後 9時 まで		午前9時 から午後 零時30分 まで	午後1時 から午後 4時30分 まで	午後5時 から午後 9時 まで
多目的ホール	22,874円	22,874円	22,874円	多目的ホール	27,500円	27,500円	27,500円
第1リハーサル室	2,591円	2,591円	2,591円	第1リハーサル室	2,200円	2,200円	2,200円
第2リハーサル室	3,300円	3,300円	3,300円	第2リハーサル室	2,200円	2,200円	2,200円
第1会議室	9,900円	9,900円	9,900円	第1会議室	6,600円	6,600円	6,600円
第2会議室	3,638円	3,638円	3,638円	第2会議室	6,600円	6,600円	6,600円
第3会議室	5,732円	5,732円	5,732円	第3会議室	6,600円	6,600円	6,600円
第4会議室	6,228円	6,228円	6,228円				
和室文化教室	2,425円	2,425円	2,425円	和室文化教室	4,400円	4,400円	4,400円
茶室	2,200円	2,200円	2,200円	茶室	4,400円	4,400円	4,400円
(略)				(略)			
和室サークル室第1	1,323円	1,323円	1,323円	和室サークル室第1	2,200円	2,200円	2,200円
和室サークル室第2	1,323円	1,323円	1,323円	和室サークル室第2	2,200円	2,200円	2,200円
サークル室	2,866円	2,866円	2,866円	サークル室	2,200円	2,200円	2,200円
(略)				(略)			
視聴覚室	5,181円	5,181円	5,181円	視聴覚室	6,600円	6,600円	6,600円
(略)				(略)			
調理実習室	5,898円	5,898円	5,898円	調理実習室	6,600円	6,600円	6,600円
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			
2 体育施設の利用料金				2 体育施設の利用料金			
区 分	利用料金の限度額			区 分	利用料金の限度額		
	午 前	午 後	夜 間		午 前	午 後	夜 間
	午前9時 から午後 零時30分 まで	午後1時 から午後 4時30分 まで	午後5時 から午後 9時 まで		午前9時 から午後 零時30分 まで	午後1時 から午後 4時30分 まで	午後5時 から午後 9時 まで

体育館（全面）	専用	13,200円	13,200円	13,200円	体育館（全面）	専用	8,800円	8,800円	8,800円
体育館（半面）	専用	6,600円	6,600円	6,600円	体育館（半面）	専用	4,400円	4,400円	4,400円
エクササイズルーム	専用	3,300円	3,300円	3,300円	エクササイズルーム	専用	2,200円	2,200円	2,200円
体育館、トレーニングルーム、エクササイズルーム、サウナ、浴室およびロッカー室	個人	990円	990円	990円	体育館、トレーニングルーム、エクササイズルーム、サウナ、浴室およびロッカー室	個人	660円	660円	660円
備考（略） 3（略）					備考（略） 3（略）				

秋田市リフレッシュガーデン条例新旧対照表（第6条関係）

改正案				現行								
第1条～第16条（略） 別表（第4条関係）				第1条～第16条（略） 別表（第4条関係）								
施設	区分		単位	利用料金の限度額		施設	区分		単位	利用料金の限度額		
ゴルフコース	平日	一般	1人1日につき	2,445円	1人1日につき	平日	一般	1人1日につき	1,630円	1人1日につき	(略)	
		(略)		(略)			(略)					
	日曜日、土曜日および休日	一般	1人3月につき	3,455円	1人3月につき	日曜日、土曜日および休日	一般	1人3月につき	2,640円	1人3月につき	20,370円	
		(略)		(略)			(略)					
				1人1年間につき	73,350円				1人1年間につき	50,920円		
	備考（略）				備考（略）							

秋田市農山村地域活性化センター条例新旧対照表（第7条関係）

改正案			現行		
第1条～第16条（略） 別表（第2条、第3条関係）			第1条～第16条（略） 別表（第2条、第3条関係）		
施設	利用料金（限度額）		施設	利用料金（限度額）	
	単位	金額		単位	金額
研修室1	1時間につき	207円	研修室1	1時間につき	138円
研修室2		244円	研修室2		163円
研修室3		307円	研修室3		205円
研修室4		243円	研修室4		162円

多目的ホール			多目的ホール			405円
備考 1 研修室1、研修室2、研修室3又は研修室4において冷暖房設備を利用する場合は、1室1時間につき、冷房設備にあつては <u>123円</u> を、暖房設備にあつては <u>138円</u> を加算する。 2～4 (略)			備考 1 研修室1、研修室2、研修室3又は研修室4において冷暖房設備を利用する場合は、1室1時間につき、冷房設備にあつては <u>82円</u> を、暖房設備にあつては <u>92円</u> を加算する。 2～4 (略)			

使用料等改定対象施設概要書 (No. 001)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市雄和奥椿岱地区第一市民農園 (椿台第一農園)
- 2 所在地 秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地16ほか
- 3 規模等
- (1) 構造等 市民農園 (附帯設備: 駐車場、水道、四阿、体験学習館 (農機具庫、農機具、トイレ、体験室))
- (2) 面積 1,300㎡ (12区画)
- (3) 開設年月 平成6年9月 (開設から29年)
- (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 11人
- (6) 貸出区分・料金体系

名称	使用料	
	単位	金額
		改定前 改定後
秋田市雄和奥椿岱地区第一市民農園	1平方メートルにつき	105円 130円

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 002)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市雄和前椿岱地区市民農園 (椿台ヒルズ市民農園)
- 2 所在地 秋田市雄和椿川字前椿岱44番地17ほか
- 3 規模等
 - (1) 構造等 市民農園 (附帯設備: 駐車場、水道、交流会館 (農機具、農機具庫、トイレ、休息室))
 - (2) 面積 2,309㎡ (29区画)
 - (3) 開設年月 平成6年9月 (開設から29年)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 23人
 - (6) 貸出区分・料金体系

名称	使用料	
	単位	金額
		改定前 改定後
秋田市雄和前椿岱地区市民農園	1平方メートルにつき	105円 130円

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 003)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市雄和奥椿岱地区第二市民農園 (椿台スーパー農園)
- 2 所在地 秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地13ほか
- 3 規模等
 - (1) 構造等 市民農園 (附帯設備: 管理棟、用具庫、駐車場、水道、東屋、トイレ)
 - (2) 面積 5,719㎡ (115区画)
 - (3) 開設年月 平成19年5月 (開設から16年)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 91人
 - (6) 貸出区分・料金体系

名称	使用料	
	単位	金額
		改定前 改定後
秋田市雄和奥椿岱地区第二市民農園	1平方メートルにつき	105円 130円

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 004)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市仁井田地区市民農園 (仁井田スーパー農園)
- 2 所在地 秋田市仁井田字小中島 1 6 3 番地 1 ほか
- 3 規模等
 - (1) 構造等 市民農園 (附帯設備: 管理棟、用具庫、トイレ、駐車場、水道)
 - (2) 面積 17,115㎡ (341区画)
 - (3) 開設年月 平成 2 1 年 4 月 (開設から 1 4 年)
 - (4) 料金改定年月日 平成 2 6 年 4 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年 1 0 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和 4 年度 327人
 - (6) 貸出区分・料金体系

名称	使用料	
	単位	金額
		改定前 改定後
秋田市仁井田地区市民農園	1 平方メートルにつき	115円 130円

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 005)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名 称 秋田市雄和体験学習館
- 2 所在地 秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1
- 3 規模等
 - (1) 構造等 木造平家建て
 - (2) 面積 183㎡
 - (3) 開設年月 平成8年3月(築27年)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 186人
 - (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	使用料					
		午前9時から 午後1時まで		午後1時から 午後5時まで		午後5時から 午後9時まで	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
研修室1	和室(52㎡)	310円	200円	310円	200円	370円	240円
研修室2	和室(26㎡)	310円	200円	310円	200円	370円	240円

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 006)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市雄和椿台交流会館
- 2 所在地 秋田市雄和椿川字前椿岱44番地21
- 3 規模等
 - (1) 構造等 木造平家建て
 - (2) 面積 130㎡
 - (3) 開設年月 平成8年1月(築27年)
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日(受益と負担の適正化に伴う改定)
令和元年10月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 40人
 - (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	使用料					
		午前9時から 午後1時まで		午後1時から 午後5時まで		午後5時から 午後9時まで	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
研修室	和室 (17㎡)	210円	100円	210円	100円	250円	120円
休憩ホール	洋室 (18㎡)	210円	100円	210円	100円	250円	120円
交流ホール	洋室 (35㎡)	210円	100円	210円	100円	250円	120円

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 007)

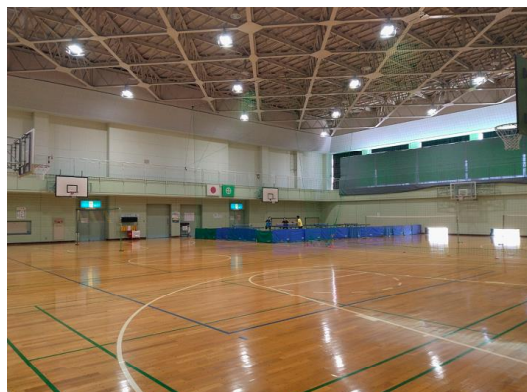
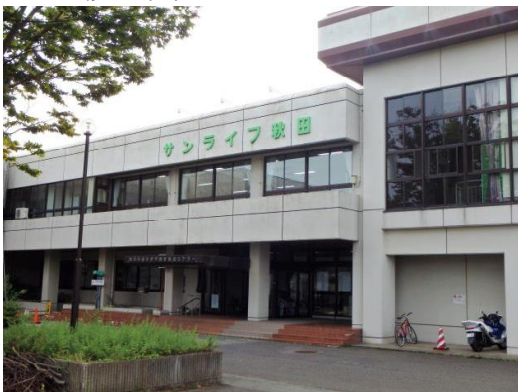
所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市中高年齢労働者福祉センター
- 2 所在地 秋田市八橋南一丁目8番7号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造2階建
 - (2) 面積 2,822.37㎡
 - (3) 開設年月 昭和58年11月(築39年)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 77,054人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区分		用途・概要等	利用料金の限度額								
			午前		午後		夜間		回数券 11回		
			午前9時～ 午後0時30分		午後1時～ 午後4時30分		午後5時30分 ～午後9時				
			改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	
教養施設	第一研修室	専用	95.35㎡	1,079円	1,618円	1,079円	1,618円	1,184円	1,776円	-	-
	第二研修室		45.25㎡	534円	801円	534円	801円	639円	958円	-	-
	講習室		53.28㎡	534円	801円	534円	801円	639円	958円	-	-
	第一クラブ室		36.48㎡	639円	958円	639円	958円	754円	1,131円	-	-
	第二クラブ室	個人	-	210円	315円	210円	315円	210円	315円	-	-
体育施設	体育館、プールおよびトレーニング室	個人	-	210円	315円	210円	315円	210円	315円	2,100円	3,150円
	スポーツサウナ		-	550円	825円	550円	825円	550円	825円	5,500円	8,250円

※11月1日から翌年の3月31日までの間に専用の区分の施設を利用する場合は、暖房の利用料金として、当該施設の利用料金の限度額の3割に相当する額を加算する。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 008)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市勤労者体育センター
- 2 所在地 秋田市新屋鳥木町2番55号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄骨造平屋建
 - (2) 面積 996.56㎡
 - (3) 開設年月 昭和62年4月(築36年)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 18,161人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区分	用途・概要等	利用料金の限度額		
		午前9時から午後9時まで (2時間あたり)		
		改定前	改定後	
専用利用	全面	812.5㎡	1,571円	2,356円
	半面	406.25㎡	786円	1,178円
個人利用	—	—	105円	157円

※専用利用の場合であって照明設備を利用するときは、1時間につき330円を加算する。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 009)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市勤労者総合福祉センター
- 2 所在地 秋田市御所野地蔵田三丁目1番1号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階付5階建
 - (2) 面積 10,153.51㎡
 - (3) 開設年月 平成4年11月(築30年)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 169,139人
 - (6) 貸出区分・料金体系

教養文化施設

区分	用途・概要等	利用料金の限度額					
		午前		午後		夜間	
		午前9時～ 午後0時30分		午後1時～ 午後4時30分		午後5時30分 ～午後9時	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
多目的ホール	415㎡	27,500円	22,874円	27,500円	22,874円	27,500円	22,874円
第1リハーサル室	47㎡	2,200円	2,591円	2,200円	2,591円	2,200円	2,591円
第2リハーサル室	68㎡	2,200円	3,300円	2,200円	3,300円	2,200円	3,300円
第1会議室	182㎡	6,600円	9,900円	6,600円	9,900円	6,600円	9,900円
第2会議室	66㎡	6,600円	3,638円	6,600円	3,638円	6,600円	3,638円
第3会議室	104㎡	6,600円	5,732円	6,600円	5,732円	6,600円	5,732円
第4会議室	113㎡	-	6,228円	-	6,228円	-	6,228円
和室文化教室	44㎡	4,400円	2,425円	4,400円	2,425円	4,400円	2,425円
茶室	23㎡	4,400円	2,200円	4,400円	2,200円	4,400円	2,200円
文化教室	42㎡	2,200円	据え置き	2,200円	据え置き	2,200円	据え置き
和室サークル室第1	24㎡	2,200円	1,323円	2,200円	1,323円	2,200円	1,323円
和室サークル室第2	24㎡	2,200円	1,323円	2,200円	1,323円	2,200円	1,323円
サークル室	52㎡	2,200円	2,866円	2,200円	2,866円	2,200円	2,866円
防音サークル室	37㎡	2,200円	据え置き	2,200円	据え置き	2,200円	据え置き
第1研修室	39㎡	2,200円	据え置き	2,200円	据え置き	2,200円	据え置き
第2研修室	39㎡	2,200円	据え置き	2,200円	据え置き	2,200円	据え置き
視聴覚室	94㎡	6,600円	5,181円	6,600円	5,181円	6,600円	5,181円
パソコン実習室	117㎡	6,600円	据え置き	6,600円	据え置き	6,600円	据え置き
調理実習室	107㎡	6,600円	5,898円	6,600円	5,898円	6,600円	5,898円
美術工芸室	110㎡	6,600円	据え置き	6,600円	据え置き	6,600円	据え置き

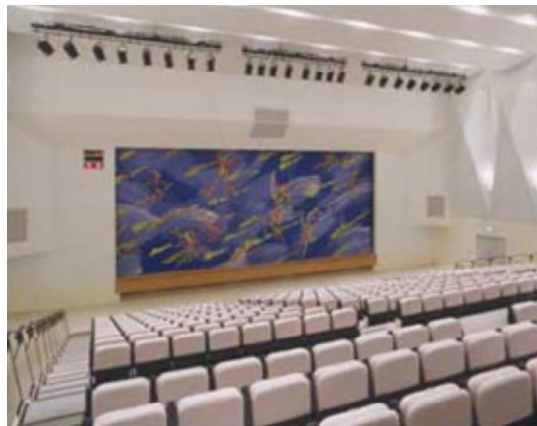
※利用者が営利を目的として利用する場合又は入場料もしくはこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額の3倍に相当する額とする。

体育施設

区分	用途・概要等	利用料金の限度額						
		午前		午後		夜間		
		午前9時～午後0時30分		午後1時～午後4時30分		午後5時30分～午後9時		
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	
体育館（全面）	専用	1300㎡	8,800円	13,200円	8,800円	13,200円	8,800円	13,200円
体育館（半面）		650㎡	4,400円	6,600円	4,400円	6,600円	4,400円	6,600円
エクササイズルーム		80㎡	2,200円	3,300円	2,200円	3,300円	2,200円	3,300円
体育館、トレーニングルーム、エクササイズルーム、サウナ、浴室およびロッカー室	個人	—	660円	990円	660円	990円	660円	990円

※利用者が、営利を目的として利用し、又は入場料もしくはこれに類するものを徴収して利用できる施設は、体育館(全面)とする。この場合において、その利用に係る利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額の6倍に相当する額とする。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 010)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市リフレッシュガーデン
 2 所在地 秋田市御所野地藏田三丁目1番2号
 3 規模等
 (1) 構造等 9ホール、1,195ヤード、パー29
 (付帯施設：管理棟、機械格納庫)
 (2) 面積 93,975㎡
 (3) 開設年月 平成5年4月 (開設から30年)
 (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 平成29年4月1日 (業務委託への移行に伴う改定)
 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 (5) 施設の利用人数 令和4年度 5,746人
 (6) 貸出区分・料金体系

施設	区分		単位	金額			
				改定前	改定後		
ゴルフコース	平日	一般	1人1日につき	1,630円	2,445円		
		高校生以下		無料	据え置き		
	日曜日、土曜日および休日	一般		2,640円	3,455円		
		高校生以下		無料	据え置き		
				1人3月につき	20,370円	29,340円	
				1人1年間につき	50,920円	73,350円	

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 011)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市農山村地域活性化センター
- 2 所在地 秋田市上新城五十丁字小林190番地1
- 3 規模等
- (1) 構造等 (旧校舎) 鉄筋コンクリート造2階建
(旧体育館) 鉄骨造1階建
- (2) 面積 (旧校舎) 1,826㎡
(旧体育館) 853㎡ 渡り廊下部分含む
- (3) 開設年月 (旧校舎) 平成3年3月 (旧体育館) 平成2年1月
※さとびあとしては、平成31年4月に開設
- (4) 料金改定年月日 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 12,407人
- (6) 貸出区分・料金体系

施設	用途・概要等	利用料金 (限度額)		
		単位	改定前	改定後
研修室1	57.6㎡	1時間 につき	138円	207円
研修室2	68.0㎡		163円	244円
研修室3	85.0㎡		205円	307円
研修室4	67.5㎡		162円	243円
多目的ホール	838.94㎡		405円	607円
冷房設備	研修室1～4		82円	123円
暖房設備	研修室1～4		92円	138円
照明設備	多目的ホール		102円	据え置き

4 施設写真



秋田市新エネルギービジョン（素案）について

1 概要

新エネルギーの利活用による地域産業の活性化等を図るため、今年度「秋田市新エネルギービジョン」を策定することとしている。

策定にあたっては、産学官で構成される「秋田市再生可能エネルギー推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）」、「洋上風力発電関連専門部会」および「クリーンエネルギー活用専門部会」の意見を参考にしながら検討を進めてきており、素案としてとりまとめたものを報告するものである。

2 これまでの検討経緯

- 令和5年6月6日(火) 第1回検討委員会にて骨子原案を協議
- 8月1日(火) 第1回洋上風力発電関連専門部会にて骨子原案を協議
- 8月3日(木) 応用地質株式会社と「秋田市新エネルギービジョン策定等支援業務委託」の契約締結
- 8月8日(火) 第1回クリーンエネルギー活用専門部会にて骨子原案を協議
- 10月13日(金) 第2回検討委員会にて素案α版を協議
- 10月17日(火) 第2回クリーンエネルギー活用専門部会にて素案α版を協議
- 10月27日(金) 第2回洋上風力発電関連専門部会にて素案α版を協議
- 11月29日(水) 第3回検討委員会にて素案β版を協議

3 ビジョンの構成について

第1章 「エネルギービジョン」の概要について

(策定の目的、ビジョンの位置付け、推進主体など)

第2章 本市を取巻くエネルギー動向について

(国等の関連計画の状況、本市のエネルギー消費状況、関連産業の状況など)

第3章 本市が描く「新エネルギービジョン」について

(基本理念、目標期間、施策展開、目標、施策展開の効果など)

4 本ビジョンのポイント

(1) 経済効果推計について（P21～26）

(2) 基本理念と目標期間について（P29）

- ・基本理念：新エネルギー関連産業の集積地づくりとクリーンエネルギーの地産地活
- ・目標期間：10年間 [令和6（2024）年度～令和15（2033）年度]

(3) 基本方針と施策展開（P30～50）

○基本方針1「風力発電等を活用した関連産業の振興」

- ・洋上風力発電関連産業のサプライチェーンの構築促進
- ・市内事業者の技能取得の支援
- ・クリーン電力を活用した水素製造事業への支援 など

○基本方針2「クリーンエネルギーの地産地活」

- ・地域エネルギーの供給と地域新電力の設立検討
- ・データセンターの誘致 など

○基本方針3「市域内の新エネルギー導入促進」

- ・本市沖の促進区域指定に向けた法定協議会への参画
- ・風況に恵まれた適地での陸上風力発電や太陽光発電の導入促進 など

(4) 基本方針別の目標（P51）

(5) 施策展開の効果（P52～54）

(6) 秋田港周辺における事業実施イメージ（P68～69）

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月15日	}	パブリックコメント、市民100人会による意見聴取
令和6年1月14日		
令和6年2月上旬		第4回検討委員会にてビジョン(原案)の協議
3月中旬		秋田市新エネルギービジョン(成案)を市議会に報告、公表
4月～		計画実施